

各施策指標の定義・選定理由、目標値の根拠 - 34施策指標（共通指標除く） -

★「埼玉県5か年計画」の施策指標

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠	
1	新たなエネルギー社会の構築						
2	地球温暖化対策の総合的推進	★県全体の温室効果ガスの排出量	3,849万 t-CO <sub>2</sub> (H26年度)	3,363万 t-CO <sub>2</sub>	(定義) 県内で排出される温室効果ガスの合計。 (選定理由) 県民や事業者などの地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	「埼玉県地球温暖化対策実行計画」の平成32年度目標値(3,380万t-CO <sub>2</sub> )を基に、パリ協定で示された平成42年度の国の削減目標を目指し、目標値を設定。	
		★次世代自動車の普及割合	3.2%	11% (H26年度末)	33%	(定義) 県内の乗用車登録台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、メタノール自動車)登録台数の割合。 (選定理由) 低炭素な次世代自動車の普及状況を示すことから、この指標を選定。	次世代自動車の普及促進の取組により、今後5年間で3倍に拡大することを目指し、目標値を設定。
		エコドライブアドバイザーの認定者数(累計)	0人	9,907人	18,750人	(定義) 県又は県が認める団体等が実施するエコドライブ講習会を修了し、一定の成績を修め、エコドライブの普及啓発を進めるエコドライブアドバイザーの認定者数。 (選定理由) エコドライブの普及啓発は、広く事業所等に広めていく必要があることから、この指標を選定。	自動車地球温暖化対策計画の対象800事業者及び自動車地球温暖化対策実施方針の対象450事業所の合計(1,250か所)から15名以上認定することを目指し、目標値を設定。
3	ヒートアイランド対策の推進	★身近な緑の創出面積(5年間累計) (共通指標(8みどりの保全と再生))	-	250ha (H29年度～H33年度)			
		★次世代自動車の普及割合(共通指標(2地球温暖化対策の総合的推進))	3.2%	11% (H26年度末)	33%		

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
4 廃棄物の減量化・ 循環利用の推進	★一般廃棄物の 1人1日当たりの 最終処分量	61g/人・日 (H21年度)	47g/人・日 (H26年度)	43g/人・日	(定義) 一般廃棄物の1人1日当 たりの最終処分(埋立処分)量。 *1人1日当たりの最終処 分量=年間最終処分量(県外 含む)÷(県人口×年間日数) (選定理由) 一般廃棄物の減量化の状 況を的確に示す数値である ことから、この指標を選定。	「第8次埼玉県廃棄物処理 基本計画」における平成 32年度目標(44g/人・日) を更に削減することを目指 し、目標値を設定。
	★産業廃棄物の 最終処分量(年間)		192千t (H26年度)	172千t	(定義) 年間(4月から3月まで) の産業廃棄物の最終処分 (埋立処分)量。 (選定理由) 産業廃棄物の減量化の状 況を的確に示す数値である ことから、この指標を選定。	「第8次埼玉県廃棄物処理 基本計画」における平成 32年度目標(175千t) を更に削減することを目指 し、目標値を設定。
	県や市町村が行う 3R講座の受講者数 (年間)		6,617人	7,000人	(定義) 県や市町村が行う3R講座 の受講者数。 (選定理由) 一般廃棄物の減量化・循環 利用の推進のためには、県 民一人一人がごみを出さな いライフスタイルを心掛け、 自ら実践するよう、効果的 な普及啓発が必要であるこ とから、この指標を選定。	市町村や地域のニーズに 合った講座を開催すること などにより、年間7,000 人の受講者数を目指し、目 標値を設定。
5 廃棄物の 適正処理の推進	電子マニフェスト の普及率		49.7% (H26年度末)	62.6%	(定義) 排出事業者が産業廃棄物の 処理を他人に委託する際に 交付するマニフェストのう ち、電子マニフェストの割合。 (選定理由) 電子マニフェストは、紙マ ニフェストと比較して、事 務処理の効率化や産業廃棄 物の処理の流れに関して透 明性が高いなど導入のメリ ットが大きく、電子マニ フェストの普及率を高める ことは、不法投棄などの不 適正処理の防止対策にもつ ながることから、この指標 を選定。	県内の市町村・県及び平成 26年度の紙マニフェスト の交付枚数が年間1,000 枚以上であった全ての多量 排出事業者が電子マニフェ ストを導入することを目指 し、目標値を設定。
	高濃度PCB廃棄物 (変圧器及びコンデ ンサー)の処分率		11.6%	89.9%	(定義) 県が把握している高濃度 PCB廃棄物(変圧器及びコ ンデンサー)の台数のうち、 中間貯蔵・環境安全事業株 式会社(JESCO)で処分さ れた台数の割合。 (選定理由) 県が把握している高濃度 PCB廃棄物(変圧器及び コンデンサー)の処分の進 捗状況を示すものであり、 計画的に処理を推進してい くための指標となることか ら、この指標を選定。 また、PCBは有害物質であ り、安心・安全に暮らせる 社会をつくるためには、一 日も早い処理完了に向けて、 確実かつ適正に処理を進め ていかなければならない。 「廃棄物の適正処理の推進」 の施策指標として、当該指 標は、現在の廃棄物問題を 的確に反映していることか ら、この指標を選定。	国のポリ塩化ビフェニル廃 棄物処理基本計画で定めら れている計画的処理完了期 限(平成36年3月31日) までに処理を完了させる必 要があることを踏まえ、目 標値を設定。

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義 ・ 選定理由	目標値の根拠
6 水循環の健全化 と地盤環境の 保全	1年間の地盤沈下量 が2cm以上の地域 の面積		0	0	(定義) 地盤沈下調査により1年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積。 (選定理由) 環境省が地盤沈下の注意を要する地域の目安として示していることから、この指標を選定。	環境省が建造物等へ何らかの被害が生じる地盤沈下の程度として示している指標であり、現時点で達成しているものの、今後もこの状況を維持することを目指し、目標値を設定。
	5年間の累積沈下量 が4cm未満の地盤 観測基準点の割合	97.8%	99.8%	100%	(定義) 地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量が4cm未満の箇所数の割合。 (選定理由) 5年間の累積した沈下量は、地盤沈下の中期的な状況を示す数値であることから、この指標を選定。	中期的に地盤沈下を抑えることを目指し、目標値を設定。
7 川の保全と再生	★アユが棲める水質 (BOD 3mg/L以下)の河川の割合	77%	89%	93%	(定義) 河川水質の測定地点のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)の年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況がイメージしやすくなることから、この指標を選定。	目標を達成できていない測定地点を94調査地点中7地点以下にすることを目指し、目標値を設定。
	★全国水質 ワースト5河川 (国土交通省直轄管 理区間)	2河川 (綾瀬川・中川)	2河川 (綾瀬川・中川)	0河川	(定義) 一級河川(国土交通省直轄管理区間)の水質調査における河川水質(BOD)ランキングで、ワースト5にランクされる県内河川の数。 (選定理由) 全国水質ワースト5から脱却し河川水質のイメージアップを図るため、この指標を選定。	水質改善の取組により全国水質ワースト5にランクされる県内河川をなくすことを目指し、目標値を設定。
	生活排水処理率	88%	90.6%	96.4%	(定義) 尿のほか台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質の改善がされることから、この指標を選定。	埼玉県生活排水処理施設整備構想が、平成37年度に生活排水処理率を100%とする目標を掲げていることを踏まえ、目標値を設定。
	川の国応援団への 支援件数(年間)		213件	300件	(定義) 川の再生活動を行う川の国応援団登録団体に対する支援件数。 (選定理由) 川の国応援団の活動の活発さ及び川の国応援団サポートデスクの利便性を示す数値であることから、この指標を選定。	平成27年度の支援実績に今後の普及啓発効果を加味し、川の国応援団の登録団体数のおよそ半数に対して支援を実施することを目指し、目標値を設定。

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
8 みどりの 保全と再生	緑の保全面積 (累計)	488ha	531ha	557ha	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊 緑地特別保全地区の指定面 積、緑のトラスト保全地の 面積、公有地化した面積、 ふるさとの緑の景観地指定 面積等の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自 然や歴史的環境を有し、県 として保全すべき緑地であ ることから、この指標を選 定。	特別緑地保全地区の指定や トラスト保全地の取得及び ふるさとの緑の景観地の指 定等を踏まえ、目標値を設 定。
	★身近な緑の創出 面積 (5年間累計)		—	250ha (H29年度～ H33年度)	(定義) 「彩の国みどりの基金」を 活用した緑の創出面積及び 県や市町村の条例に基づく 緑化計画届出制度などによ る緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の 成果を示す数値であること から、この指標を選定。	類似制度を持つ都府県の中 でトップクラスの創出面積 を目指し、毎年50haを目 標値に設定。
	彩の国みどりの サポーターズクラブ 入会団体数 (累計)	77団体	233団体	310団体	(定義) 彩の国みどりのサポーター ズクラブへの企業及び団体 の登録数。 (選定理由) みどりの保全や創出を進 めていくためには、企業 やNPO等が自らの手で緑 化活動を実践・実施してい くことが必要であることか ら、この指標を選定。	県内の各市町村 (63市町 村) で活動する団体数が3 団体程度あることを目指 し、不足数を現状値にプ ラスして、目標値を設定。
9 森林の整備と 保全	★森林の整備面積 (5年間累計)	—	—	12,500ha (H29年度～ H33年度)	(定義) 間伐や植栽、下刈などの森 林整備を実施した面積。 (選定理由) 水源かん養機能などの森林 が持つ公益的機能を持続的 に発揮させるためには森林 整備が不可欠であるため、 この指標を選定。	将来にわたり県内の森林を 適正に維持していくため、 年間2,500haの森林整備 を行うことを目指し、目標 値を設定。
	森林 ボランティア活動 に参加する 延べ人数 (年間)		25,500人	28,500人	(定義) 森林ボランティア活動に参 加した人数。 (選定理由) 参加者が増えるほど、県民 参加の森づくりの度合いが 高まったことを示すことか ら、この指標を選定。	企業やボランティア団体の 活動を支援することによ り、参加者を毎年500人 (2%) 増加させることを目 指し、目標値を設定。
	★県産木材の 供給量 (年間)	75,000m <sup>3</sup>	87,000m <sup>3</sup>	116,000m <sup>3</sup>	(定義) 県内の森林から伐採・搬出 され、利用される木材量。 (選定理由) 県産木材の利用状況を示す ことから、この指標を選定。	森林の持つ資源量及び生産 現場や流通の現状を踏ま え、毎年度約5,000m <sup>3</sup> の増 加を目指し、目標値を設定。
	★作業道の延長		471km	860km	(県議会による追加指標)	(県議会による追加指標)

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠	
10	生物多様性の 保全	★希少野生動植物 種の保護増殖箇所 数(累計)	54か所	88か所	120か所	(定義) 希少野生動植物の種の保護 に関する条例で、県内希少 野生動植物種に指定されて いる種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物種に指 定されている種を保全して いくためには、保護増殖の 取組を推進していく必要が あることから、この指標を 選定。	条例で指定されている希少 野生動植物種のうち、飼育・ 栽培が可能な14種類ごと に2か所以上保護増殖箇所 数を増やすことを目指し、 目標値を設定。
11	大気環境の保全	★微小粒子状物質 (PM2.5)の濃度		13.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	(定義) 埼玉県内の大気中の微小粒 子状物質(PM2.5)の年平均 濃度。 (選定理由) 大気汚染物質削減対策の成 果を示すことから、この指 標を選定。	先進諸国の環境基準値の中 でも最も厳しい数値を目指 し、目標値を設定。
12	公共用水域・ 地下水及び 土壌の汚染防止	★アユが棲める水 質(BOD 3mg/L以 下)の河川の割合 (共通指標(7川の 保全と再生))	77%	89%	93%		
		★全国水質 ワースト5河川 (国土交通省直轄管 理区間)(共通指標(7 川の保全と再生))	2河川 (綾瀬川・中川)	2河川 (綾瀬川・中川)	0河川		

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義・ 選定理由	目標値の根拠
13 化学物質・放射性物質対策の推進	環境コミュニケーションの実施数 (累計)	82回	210回	344回	(定義) 事業者・住民・行政などが環境リスクに関する情報を共有し、意見交換する環境コミュニケーションを実施した回数。 (選定理由) 環境コミュニケーションの実施は、化学物質による環境リスクの低減と化学物質に対する不安の解消につながることから、この指標を選定。	1年間に化学物質を5t以上排出している事業所のうち環境コミュニケーション未実施の134事業所が実施することを旨とし、目標値を設定。
	環境大気中の石綿濃度1本/L以下の維持		全地点 (20地点)	全地点 (20地点)	(定義) 県内20か所の測定地点のうち、環境大気中の石綿濃度が1本/L以下である地点の数。 (選定理由) 建築物解体等に伴って発生する石綿の飛散防止対策の効果は最終的に環境中の石綿濃度に反映されること、また、今後平成40年をピークに解体工事の増加が見込まれており、石綿飛散リスクが増大する中、現状を維持することが重要であることから、この指標を選定。	石綿の環境基準がないため、大気環境中の濃度が環境省の石綿飛散防止専門委員会で示された解体工事での漏えいの目安を満たすことを旨とし、目標値を設定。
14 身近な生活環境の保全	公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加者数 (5年間累計)	—	—	2,400人 (H29年度～H33年度)	(定義) 工場・事業場等で公害防止に関わる職にある者に対するフォローアップ研修の参加者数。 公害防止管理者(主任者)＋公害防止統括者(監督者) (選定理由) 公害防止に携わる公害防止主任者等に対する再講習を行うことが、公害の発生の防止に効果的なため、この指標を選定。	5年間で、公害防止主任者等の登録者に講習を受講させることを旨とし、目標値を設定。
15 環境分野の災害への備えの推進	大規模災害対策を組み込んだ特定化学物質適正管理手順書の提出率		1.2%	100%	(定義) 大規模災害対策を盛り込んだ埼玉県特定化学物質適正管理手順書の提出割合。 (選定理由) 平成27年3月に特定化学物質管理指針を改正し、大規模災害対策を手順書に盛り込むことを加えた。災害対策を手順書に定めることが、大規模災害時の被害を最小限に抑えることに繋がるため、この指標を設定。	消防法で災害対策を講じている燃料小売業を除く特定化学物質等取扱事業者の全てが、大規模災害対策を盛り込んだ手順書を提出することを旨とし、目標値を設定。

施策展開の方向	指標名	第4次計画策定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H33年度末)	指標の定義 ・ 選定理由	目標値の根拠	
16 環境と経済発展の好循環の創出	環境ビジネス関連セミナーの参加企業数(累計)	349社	713社	1,000社	(定義) 県で実施する環境ビジネス関連セミナーや交流会への参加企業数。 (選定理由) セミナーにおいて最新技術等に関する情報共有や交流の場をより多くの企業に提供することで、県内の環境ビジネスの機運の醸成に資するため、この指標を選定。	平成27年度に実施したセミナー参加企業のアンケート調査では、約3割の企業が県に求める施策として「交流ネットワークづくり」と回答している。県が把握する環境ビジネス関連企業3,315社のうち、約3割にセミナー開催のニーズがあると推測し、目標値を設定。	
	17 環境と共生する地域づくりの推進	地域清掃活動団体の登録数(累計)	327団体	531団体	830団体	(定義) 地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPOや企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。 (選定理由) 地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。	小中学校などに地域清掃活動団体登録を働きかけることにより、新たに300団体の登録を目指し、目標値を設定。
	18 連携・協働による取組の拡大	環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数(年間)	227回	237回	300回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 派遣回数は環境アドバイザー等との連携の規模を示す数値であることから、この指標を選定。	平成27年度の派遣実績に加え、過去5年間未実施及び開催実績の少ない市町村のより一層の実施を目指し、目標値を設定。
18 連携・協働による取組の拡大	★希少野生動植物種の保護増殖箇所数(累計)(共通指標(10生物多様性の保全))	54か所	88か所	120か所			
	彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数(累計)(共通指標(8みどりの保全と再生))	77団体	233団体	310団体			
	19 環境を守り育てる人材育成	環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊による環境学習の参加人数(年間)		19,276人	20,000人	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の参加人数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援する制度であり、学習機会の充実度を示す数値であることから、この指標を選定。	環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の過去5年間の参加人数の平均を考慮し、目標値を設定。
19 環境を守り育てる人材育成	環境科学国際センターの利用者数(累計)	536,931人	761,742人	1,032,000人	(定義) 環境科学国際センターの平成12年開設時からの利用者数。 (選定理由) 子供から大人まで県民一人一人が環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結びつけるための学習機会を利用することは重要であるため、この指標を選定。	過去の利用者数の推移と施策の効果を勘案して、各年度45,000人の利用者数を目指し、目標値を設定。	
19 環境を守り育てる人材育成	エコドライブアドバイザーの認定者数(累計)(共通指標(2地球温暖化対策の総合的推進))	0人	9,907人	18,750人			

施策展開の方向	指標名	第4次計画 策定時 (H22年度末)	現 状 値 (H27年度末)	目 標 値 (H33年度末)	指標の定義 ・ 選定理由	目標値の根拠
20 環境科学・技術 の振興と国際協 力の推進	環境科学国際 センターの共同研 究数（累計）	236 件	446 件	680 件	(定義) 環境科学国際センターにお ける平成12年開設時から の大学や企業等との共同研 究数。 (選定理由) よりレベルの高い研究や技 術開発を推進するため は、大学や企業等との研究 交流が重要であるため、こ の指標を選定。	現行計画期間の平均や直近 の実績などこれまでの共同 研究の実績を踏まえ、目標 値を設定。
	環境分野における 海外との交流者数 (累計)	423 人	806 人	1,300 人	(定義) 環境科学国際センターにお ける平成12年開設時から の環境分野における海外と の交流者（派遣・受入）数。 (選定理由) 海外との交流は、研究機関 として国際的に認知された 証明の一つであるため、こ の指標を選定。	現行計画期間の平均や直近 の実績などこれまでの交流 実績を踏まえ、目標値を設 定。



## 埼玉県環境基本計画変更の経緯

平成 6 年	12 月 26 日	埼玉県環境基本条例公布（平成 7 年 4 月 1 日施行）
平成 8 年	2 月 28 日	埼玉県環境基本計画を策定
平成 13 年	3 月	埼玉県環境基本計画（第 2 次）を策定
平成 19 年	3 月	埼玉県環境基本計画（第 3 次）を策定
平成 24 年	7 月	埼玉県環境基本計画（第 4 次）を策定
平成 27 年	6 月	埼玉県環境基本計画部内検討委員会を設置
	8 月	埼玉県環境審議会へ諮問し、環境基本計画小委員会の設置を決定
	12 月	第 1 回環境基本計画小委員会
平成 28 年	2 月	第 2 回環境基本計画小委員会
	3 月	第 3 回環境基本計画小委員会
	6 月	第 4 回環境基本計画小委員会
	7 月	第 5 回環境基本計画小委員会
	7 月	埼玉県環境審議会に報告
	9 月	埼玉県環境審議会（協議）
	10 月	県民コメントを実施、県民からの意見を募集
	11 月	埼玉県環境審議会（答申）
平成 29 年	2 月	県議会に議案提出 第 39 号議案「埼玉県環境基本計画の変更について」
	3 月	県議会において議案可決（修正可決）

## 埼玉県環境審議会委員名簿（任期 平成28年8月1日～平成30年7月31日）

（平成 28 年 11 月答申時）

氏名	所属団体・役職	備考
小川 芳樹	東洋大学 経済学部長	会長
小堀 洋美	東京都市大学 特別教授	副会長
藤吉 秀昭	(一財) 日本環境衛生センター 副理事長	
保倉 明子	東京電機大学 教授	
宮崎 あかね	日本女子大学 教授	
森川 多津子	(一財) 日本自動車研究所 主任研究員	
安原 正也	立正大学 教授	
松浦 麻里沙	埼玉県弁護士会 弁護士	
渡邊 美知子	埼玉県女性薬剤師会会長 薬剤師	
岩岡 宏保	埼玉県生活協同組合連合会 代表理事会長理事	
栗原 裕子	(一社) 埼玉県商工会議所連合会 女性会連合会会長	
貴家 章子	(公財) 埼玉県生態系保護協会 教育委員長	
田島 隆	(一社) 埼玉県猟友会 会長	
永島 朗	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事	
小久保 憲一	埼玉県議会議員 (環境農林委員長)	
諸井 真英	埼玉県議会議員 (自然再生・循環社会対策特別委員長)	
山本 正乃	埼玉県議会議員 (自然再生・循環社会対策特別委員会委員)	
河田 晃明	羽生市長	
斎藤 和芳	公募委員	
中原 敏次	公募委員	

(敬称略・順不同)

## 埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会委員名簿（任期 平成27年12月7日～平成28年7月31日）

（平成 28 年 7 月埼玉県環境審議会報告時）

	氏名	所属団体・役職	備考
審議会委員	小口 千明	埼玉大学 准教授	
	小野 雄策	元日本工業大学 教授	委員長
	小堀 洋美	東京都市大学 特別教授	
	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	
	滝澤 玲子	埼玉県生活協同組合連合会 常務理事	
	鈴木 英善	公募委員	
特別委員	小川 芳樹	東洋大学 経済学部長	
	宮崎 あかね	日本女子大学 教授	

(敬称略・順不同)

## 第39号議案「埼玉県環境基本計画の変更について」に対する修正案

ページ	区分	項目	原案	修正案	修正理由
12	新たなエネルギー社会の構築	現況と課題	東日本大震災発生により、大規模発電所に依存したエネルギー供給構造は、大規模停電など脆弱性を有することが明らかとなりました。災害に強いエネルギー供給構造は分散型電源（太陽光やバイオマスなど電力消費地近くで行う発電）が30%以上とされています。		5か年計画の修正に伴う修正
13		今後の施策と主な取組	(4) エコタウンモデルの全県展開 ◆ エコタウンモデルの全県展開 ニュータウン開発ではなく、既存住宅のスマートハウス化などによりエネルギーの地産地消を図る「埼玉エコタウンプロジェクト」を推進します。このプロジェクトモデルを広く県内に拡大し、市町村や事業者との連携や住民意識の醸成などにより、自主的かつ持続的な取組を促進します。	(4) エコタウンモデルの検証等 ◆ エコタウンモデルの検証等 ニュータウン開発ではなく、既存住宅のスマートハウス化などによりエネルギーの地産地消を図る「埼玉エコタウンプロジェクト」の検証等を行います。	5か年計画の修正に伴う修正
		施策指標	(施策指標) 住宅用太陽光発電設備の設置数 (累計) 現在値 117,800基 → 目標値 225,000基 (平成 27 年度末) (平成 33 年度末)		5か年計画の修正に伴う修正
22	廃棄物の適正処理の推進	今後の施策と主な取組	◆ 産業廃棄物排出者責任の指導強化及び処理施設の適正な維持管理の促進 産業廃棄物排出者責任の遵守及び適正処理を推進するため、排出事業者や処理業者を対象とした講習会を定期的を開催するとともに、県が率先して電子マニフェストを導入するなど、電子マニフェストの導入を促進します。また、処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。	◆ 産業廃棄物排出者に対する指導強化及び適正な行政処分並びに処理施設の適正な維持管理の促進 産業廃棄物排出者責任の遵守及び適正処理を推進するため、排出事業者や処理業者を対象とした講習会を定期的を開催するとともに、県が率先して電子マニフェストを導入するなど、電子マニフェストの導入を促進します。また、産業廃棄物排出者に対する指導を強化するとともに、適正に行政処分を行います。さらに、処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査を実施し、必要な指導を行います。	5か年計画の修正に伴う修正

ページ	区 分	項 目	原 案	修 正 案	修 正 理 由
33	森林の整備と保全	施策指標	(施策指標) (略) 県産木材の供給量(年間) (略)	(施策指標) (略) 県産木材の供給量(年間) (略) 作業道の延長 現在値 471km → 目標値 860km (平成 27 年度末) (平成 33 年度末)	5 か年計画の修正に伴う修正
60	計画の円滑な進行	計画の実効性の確保	②実行(各種事業の実施) (略) ④改善(検証・改善) 環境部は、各部局による事業の自己評価結果の評価や取りまとめを行い、この計画の数値目標の達成状況、各環境指標の推移、施策の進捗状況などにより計画の全般的な管理を行います。	②実行(事業の実施) (略) ④改善(事業の改善) 各部局は、事業の自己評価結果を踏まえて、必要な見直しを行います。 環境部は、各部局による事業の自己評価結果の評価や取りまとめを行い、この計画の数値目標の達成状況、各環境指標の推移、施策の進捗状況などにより計画の全般的な管理を行います。	5 か年計画の修正に伴う修正

## 用語の解説

行	用語	説明
あ	アイドリング・ストップ	自動車の駐車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。
	いしわた石綿	天然の鉱物繊維で、熱や薬品に強く摩耗しにくいなど丈夫なことから建築材料を中心に広く利用された。しかし、中皮腫などの原因になることが明らかとなり、現在は製造や輸入などが禁止されている。法律上は「石綿」と呼ぶが「アスベスト」も同じ意味である。
	一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ（いわゆる家庭ごみ）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ（いわゆるオフィスごみなど）として含まれる。 →産業廃棄物
	エコアップ認証制度	環境マネジメントに取り組み、かつCO <sub>2</sub> 削減等に優れた取組をしている事業所を「エコアップ認証事業所」として県が認証する制度（2007年開始）。認証をとおして、事業者に公的な信用を付与することで、事業者の更なるCO <sub>2</sub> 削減の取組を支援し、事業部門におけるCO <sub>2</sub> 削減を促進することを目的としている。
	エコタウン	再生可能エネルギーの活用と徹底した省エネ対策を集中的に進める本県独自のプロジェクト。
	エコドライブ	自動車などの運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスの量を削減するための、適正な整備及び適切な運転方法。埼玉県地球温暖化対策推進条例により全ての運転者や車両を整備する人が努めなければならないとされている。
	エコライフDAY	省エネの取組により1日の二酸化炭素の削減量や節約金額を実感できる簡単なチェックシートを使用して、1日、参加者にCO <sub>2</sub> 削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。
	オゾン層	地上10～50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。
か	温室効果ガス (GHG)	Green House Gasの略。太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその量を表す。
	外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物。
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、利用するコージェネレーションシステム。利用段階で反応物として水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることが可能。
	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水。）をまとめて処理する生活排水処理施設。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川などの公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。 →生活排水処理施設
	川ガキ養成事業	川ガキとは、川に学び、川で楽しく遊ぶ子供どもの愛称。川の国応援団などが主催する夏休みを中心に行う子ども向けのイベントに対し、広報や保険加入などを支援する県の事業。
	川の国アドバイザー	川の国埼玉検定上級試験合格者のうち、県に登録している川の再生活動の知識と経験が豊富な専門家のこと。学校や団体の希望に応じ、環境学習や川の再生活動の指導者として県が派遣する。
川の国応援団	埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体。	

行	用語	説明
	川の国埼玉	河川の県土に占める面積割合（3.9%）が日本一であるなどの本県が持つ川のポテンシャルを生かして、豊かな川の環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる姿を「川の国埼玉」として目標に定めたもの。
	川の国埼玉検定	次世代を担う川の守り人を育成し、河川浄化活動のレベルアップを図るため県が実施している検定。入門編と中・上級編の2種類がある。入門編は、どなたでも受検でき、年に数回、様々なイベントなどとあわせて実施しており、正解率80%以上で合格としている。中・上級編は、川の再生活動等の経験が5年以上ある方が対象で、県の川に関する基礎知識や生活排水対策等に関する比較的専門的な内容で年1回実施している。正解率60%以上で中級合格、正解率80%以上で上級合格としている。川の国埼玉検定上級合格者のうち、希望する者は川の国アドバイザーとして、県に登録することができる。
	川の守り人	川を思い川にやさしい行動をする県民、企業及びNPOの総称。多くの県民が川の守り人として行動することで、「川の国埼玉」が実現していく。
	環境性能	省エネや省資源・リサイクルといった環境への負荷の削減や、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質の向上など、建築物の環境への配慮性能のこと。
	環境アドバイザー制度	地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境保全等の講演会・研修会などに、専門的な知識を有する人（環境アドバイザー）を講師として派遣する制度。
	環境影響評価制度（環境アセスメント）	開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。
	環境学習応援隊	企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。
	環境基準	環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。
	環境教育アシスタント制度	学校や子どもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する制度。
	環境コミュニケーション	地域住民、事業者、行政などが、化学物質など環境に関する正確な情報を共有し、お互いに理解を深めるために行う意見交換会のこと。開催することで化学物質による環境リスクの低減及び住民の不安解消が図られる。
	環境産業	環境負荷を低減させ、資源循環による持続可能な社会を実現させる技術、システム及びサービスに係る産業のこと。県では、産業廃棄物処理業から環境産業へとステージアップさせるため、産業廃棄物処理業界のイメージアップと人材育成を図る取組や産業廃棄物処理技術の高度化を図る取組を推進している。
	環境ビジネス	環境への負荷が少ない製品・サービスや、環境保全技術・システムなどを提供する仕事や事業全般のこと。具体的には、公害防止装置や廃棄物処理・リサイクルプラント、測定分析機器など環境負荷を低減する装置・機器に係る産業や、低公害車などそれ自体環境負荷の少ない製品の製造・販売、廃棄物処理業など環境保全関連サービス、水処理施設などのインフラ整備など、様々な業種・業態がある。
	環境マネジメントシステム	企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことやエネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立てそれを「実行（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Action）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。1996年に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメントシステム全般に係る国際標準規格である「ISO14001」が発行されている。
	環境リスク	人の活動などによって環境に加えられる負荷が、環境を経由して人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性のこと。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などによりどれだけ化学物質に接したか（暴露量）によって決まる。

行	用語	説明
	揮発性有機化合物 (VOC)	炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。具体的にはトルエン、キシレンなどが挙げられる。塗料、インク、接着剤、クリーニングの溶剤などに含まれ、微小粒子状物質や光化学スモッグなどの原因物質である。
	九都県市	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市のこと。これら都県市の知事、市長から構成される九都県市首脳会議では、大気の保全や地球温暖化対策など、様々な環境分野において連携して取り組んでいる。
	グリーンIT	省電力化など、地球環境への負荷を低減できるIT関連機器やITシステムなどの総称。
	グリーン購入	購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。
	グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。生活に潤いを求める価値観の変化の中で、都市と農村との共生関係の構築によって、農山漁村地域の活性化を図る方策として注目されている。
	クールシェア・ウォームシェア	家庭や地域で、複数のエアコンや暖房の使用を止めて1つの部屋に集まったり、公共施設等を利用することで涼しさや暖かさをシェアして、エネルギーの使用量を削減する取組。
	下水汚泥	下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却処分されるが、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。
	県政出前講座	県が重点的に取り組む事業や、安心、安全、環境、福祉など県民の生活に関係の深いテーマについて、県の職員が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業などに伺い、わかりやすく説明するもの。
	県内総生産	県内の経済活動によって新たに生み出される付加価値のこと。産出額（出荷額・売上高など）から中間投入（原材料・光熱水費など）を除いた額。
	(森林の持つ) 公益的機能	森林の働きのうち、木材等林産物を生産する働きを経済的機能とし、水源かん養、土砂災害防止など社会生活にとって不可欠な働きを公益的機能としている。
	公害防止管理者	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定規模以上の製造業等の工場において選任が義務付けられている。選任については、同法の規定による国家試験に合格すること、又は認定講習を修了することが必要である。
	公害防止主任者	公害防止管理者の選任要件よりも規模が小さい工場、若しくは公害防止管理者の選任義務が課されない事業場における公害防止体制の整備を図るため、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき一定規模以上の施設を有する工場・事業場において選任が義務付けられている。選任に際しては、同条例で規定する認定講習の修了者であることが必要である。
	光化学オキシダント / 光化学スモッグ	工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こすことにより発生する有害な酸化性物質。この光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。
	公共用水域	河川や湖沼、港湾など公共の用に供される水域とこれらに接続する公共溝渠、かんがい水路など公共の用に供される水路のこと。公共下水道及び流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。
	高病原性鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスによる鳥類のインフルエンザのうち、鶏の死亡率が高いもの。 <sup>かきん</sup> 家禽（鶏、あひる、うずら）で発生した場合は家畜伝染病予防法に基づく殺処分が義務付けられている。

行	用語	説明
	高濃度 PCB 廃棄物	① PCB 原液が廃棄物となったもの、② PCB を含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれている PCB の重量の割合が 0.5% を超えるもの、③ PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCB を含む部分に含まれている PCB の重量の割合が 5,000mg / kg を超えるものをいう。
	コージェネレーションシステム	都市ガス、石油、LPG などを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。
	固定価格買取制度 (FIT)	Feed-in Tariff の略。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。
さ	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。
	さいたま緑のトラスト基金	ふるさと埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民からの寄附などにより取得し、県民共有の財産として未永く保全する「緑のトラスト運動」の財源とすることを目的として創設した基金。
	彩の国エコぐるめ協力店	食べ残しなどの食品ロスの削減に取り組んでいる飲食店等。小盛り・ハーフサイズの設定などを行っている。
	彩の国環境大学	地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座。基礎課程と実践課程がある。
	彩の国資源循環工場	寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。第 2 期事業では、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設、環境分野の研究施設など新たに産業を誘致するとともに、埋立処分場の整備を行っている。現在、第 1 期事業では 7 社の再資源化施設が、また、第 2 期事業では 1 社の再資源化施設と 4 社の製造施設が立地して事業を展開している。
	彩の国みどりの基金	森林の保全整備や身近な緑の保全・創出を目的とし、自動車税の 1.5% 相当額 (1 台当たり約 500 円) と県民や企業などからの寄附を財源とする基金。平成 20 年 4 月に創設。
	彩の国みどりのサポーターズクラブ	緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成 22 年 8 月に発足。
	彩の国リサイクル製品認定制度	県内で発生する廃棄物を主な原材料としたリサイクル製品を認定し、その利用を促進する制度。
	彩の国ロードサポート制度	美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の美化活動に取り組む制度。ボランティアで歩道の清掃活動や、植樹帯の花植えなどの美化活動を行う団体に対し、道路管理者の県が、用具や花苗の提供、表示板の設置などの支援を行う。
	里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
	里山	人里近くにある、生活に結びついた山や森林。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた 20 種類 (汚泥、廃油、廃プラスチック等) の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。
	三富地域	平地林の落ち葉をたい肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。緑豊かで、都市近郊の緑地空間としても貴重である。



行	用語	説明
	次世代自動車	ガソリン車やディーゼル車など従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のこと。具体的には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などがある。
	市民管理協定制度	緑地の保全活動を計画的かつ継続的に実施していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、土地所有者、市町村、市民団体の3者が協定を締結し、緑地保全を行う制度のこと。平成17年10月から施行。
	小径材	一般に、丸太で最小径が14センチメートル未満のもの。その内、角材等も取れないほど細いものが利用されていない。
	浄水発生土	河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程（沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。）で排出される泥のこと。
	食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。事業者から発生する規格外品や販売期限切れ、家庭から発生する食べ残しや食べずに期限切れとなった食品などがある。
	侵略的外来生物	外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあるなど生態系や人間生活に著しい影響を与えるもの。
	水源かん養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、渇水を緩和することや水質の浄化を行うことをいう。
	水素エネルギー	水素を燃焼させたり、燃料電池を用いて水素から電気を作ることなどにより、生み出されるエネルギー。効率的で環境負荷が少ないエネルギーとして注目されている。
	水素社会	水素を日常生活や産業活動で利活用する社会。
	水素ステーション	燃料電池自動車に水素を供給するための施設で、ガソリンスタンドに相当する。水素を外部から輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスなどを改質して現地で水素を製造するオンサイト型がある。
	スマートハウス	ICTにより、家庭内の発電システムや家電などをコントロールして、エネルギー消費が最適化されるよう制御された省エネ住宅。
	3R	循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。
	生活排水処理施設	主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。 →農業集落排水、合併処理浄化槽
	生態系	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。
	生物化学的酸素要求量（BOD）	生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
	生物多様性	地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。
	生物多様性保全活動団体	希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体

行	用語	説明
た	ダイオキシン類	炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。
	地域制緑地	法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。
	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策推進法第37条に基づき、地域において地球温暖化防止に関する講師・相談活動、県や市町村の事業への協力など地球温暖化防止の普及啓発活動を行う。
	地産地消	もともとは地域で生産された農産物を地域で消費することをいう。エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すこと。
	低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できる社会。
	電気自動車 充給電設備 (V2H)	電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド (PHV) などの自動車の蓄電池に余剰電力や深夜電力などを蓄え、その電力を家庭用電力として利用する仕組みのこと。V2Hは Vehicle to Home の略。
	電子 マニフェスト	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する書類。廃棄物の名称や数量等が記載されていることから、排出から処分までの廃棄物の流れを把握・管理でき、廃棄物の処理責任を明らかにすることができる。電子マニフェストは、書類の記載内容を電子データとしてネットワーク上でやり取りするもので、情報管理の合理化が図られ、不法投棄等の不適正処理の防止にもつながる。
	特定化学物質	トルエン、キシレンや硫酸など人の健康を損なうおそれや動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある県生活環境保全条例で規定している 606 種類の化学物質。
	特定化学物質 管理指針	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するために、特定化学物質等取扱事業者が講ずべき特定化学物質等の管理に係る措置を示したもの。
	特定化学物質 適正管理手順書	特定化学物質管理指針に基づき、特定化学物質の取扱目的、施設の平面図、管理のための組織、管理方法、情報提供の方法、事故防止対策等を手順にまとめたもの。
特定有害物質	それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして土壤汚染対策法や県生活環境保全条例で規定されている物質。鉛、砒素、トリクロロエチレンなどの物質がある。	
特別緑地 保全地区	都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。	
トラスト 保全地	さいたま緑のトラスト基金により取得・保全する緑地。県では、県民から広く寄附を募り、それを資金として埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保全していこうという「さいたま緑のトラスト運動」を展開している。昭和 59 年に県民主体の運動の推進組織として財団法人さいたま緑のトラスト協会が発足し(平成 24 年 4 月に公益財団法人へ移行)、昭和 60 年には、この運動の財源となるさいたま緑のトラスト基金が設置されている。	
な	二酸化硫黄	硫酸化物の代表的なもので、火山ガスに含まれる他、石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨の原因の一つである。
	二酸化窒素	窒素酸化物の代表的なもので、主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場などで、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

行	用語	説明
	燃料電池自動車 (FCV)	燃料電池により水素から発電した電気によって走行する自動車。走行時に温室効果ガスや大気汚染物質を排出しないため、環境に優しい車である。
	農業集落排水施設	農業用排水の水質を保全し、農村における生活環境を改善するため、農業集落におけるし尿や生活雑排水等処理する施設。 →生活排水処理施設
	農山村バイオマス	多彩な農林業から発生する家畜排せつ物や稲わら、林地残材など、農山村に広く存在するバイオマスのこと。
は	ばい煙	大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。
	バイオマス	間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源のこと。 →再生可能エネルギー
	ヒートアイランド	人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
	微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する物質のうち、粒径 2.5 μm (マイクロメートル：μm=100 万分の 1m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
	フードバンク	食べられるのに捨てられてしまう食品を無料で集め、食べ物に困っている方々に無償で提供する取組。
	フードマイレージ	食量の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が 10 μm (マイクロメートル：μm=100 万分の 1m) 以下の物質。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。
	ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであり、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。
	フロン類	フロン類は冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等に幅広く使用されている。大きく CFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン) の 3 種類に分けられ、地球温暖化係数が CO <sub>2</sub> の数百から一万倍超の温室効果が大きい物質である。CFC、HCFC はオゾン層破壊物質でもある。第一種フロン類充填回収業者とは、フロン類を業務用の冷凍空調機器に充填又は回収する業を行う者で知事の登録が必要である。
	分散型エネルギー	比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどがある。
分散型電源システム	従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所などに送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステム。	
平地林	平地部分にある林。薪や山菜、たい肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。	

行	用語	説明
	HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)	Home Energy Management System の略。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステムなどの創エネ機器、発電した電気等を蓄える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性向上やエネルギー使用量の削減を目的にエネルギーを管理するシステム。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物	ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含む廃棄物。PCB は、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、平成 39 年 3 月 31 日までの処分が義務付けられている。なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。
ま	マイバッグ	購買時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。
	マイボトル	外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。
	「緑」と「みどり」	「緑」とは、樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用し、「みどり」とは森林や平地林、河川や池沼を含む湿地などの総称として使用している。
	見沼田圃	さいたま市と川口市にまたがる総面積 1,260ha に及ぶ大規模緑地。江戸時代により主に農業生産の場として都市近郊における重要な食糧基地の役割を果たしてきた。現在では、環境・治水・農業等様々な面で新たな土地利用のあり方が求められている。
	木育	子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。
	目標設定型排出量取引制度	エネルギー使用量が 3 か年度連続して原油換算で年間 1,500 キロリットル以上の事業所を対象に、事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用（排出量取引）できる。
ら	ライフスタイルキャンペーン	冷暖房温度の適温設定（夏は 28℃、冬は 20℃）やクールビズ、ウォームビズの実践など、地球温暖化問題への関心を喚起し、低炭素型ライフスタイルへの転換を促進するための県民運動。
	リーマンショック	平成 20 年（2008 年）9 月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
	緑化計画届出制度	敷地面積 1,000㎡以上の建築行為を行う場合に、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、緑化を行う計画を県に届け出ることを義務付けた制度。
	緑視率	視界の中に占める緑の割合。平面的にとらえる「緑被率」に対して、空間的な実感に近い指標として考えられた概念。
	類型	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目（水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD) など）については、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。類型は BOD などの一般項目で 6 段階、垂鉛などの水生生物保全項目で 4 段階に区分されており、国及び県が水域ごとに類型を指定している。
	レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成 8 年に植物編を平成 10 年に発行し、以降交互に改訂している。
	レファレンス	利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものや必要とされる資料を検索・提供・回答する業務。

## 埼玉県環境基本条例〔原文縦書〕

平成6年12月26日  
 埼玉県条例第60号  
 〔改正〕平成12年3月24日  
 埼玉県条例第5号

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条―第八条）

## 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

## 第一節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念（第九条）

## 第二節 環境基本計画（第十条）

## 第三節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第十一条―第二十五条）

## 第四節 地球環境の保全及び国際協力（第二十六条）

## 第三章 国及び他の地方公共団体との協力等（第二十七条―第二十九条）

## 附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例五号〕

## （定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十三条第一項において同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）の通り、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 削除

削除〔平成一二年条例五号〕

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念の通り、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念の通り、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

一 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

二 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

三 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念の通り、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念の通り、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念の通り、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を県議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第一節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

第九条 県は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

二 その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴いた上、埼玉県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第三節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第十三条 県は、公害（放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。）の原因となる行為並びに自然環境の適正な保全及び埼玉らしい緑豊かな環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第十五条 県は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、県は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第十六条 県は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第十七条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第十八条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十九条 県は、第十七条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第二十一条 県は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

(試験研究体制の整備等)

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に資する試験研究体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第二十四条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査に関し調査研究を行い、その普及に努めるものとする。

2 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者に経済的な負担を負わせることによりその者が自ら環境の保全上の支障の防止に努めることとなるように誘導する施策について調査研究を行い、その促進に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第二十五条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### 第四節 地球環境の保全及び国際協力

第二十六条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国及び国際機関その他の団体と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第三章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市町村への支援)

第二十八条 県は、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(民間団体等との協働)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。





# 埼玉県環境基本計画

---

**編集・発行 埼玉県環境部環境政策課**

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L : 048-830-3015

F A X : 048-830-4770

E-mail : a3010-09@pref.saitama.lg.jp

U R L : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/keikaku/index.html>